

ナイト観光促進事業「ナイト観光フォーラム」業務委託 委託先募集要領

1 事業の趣旨

あいち観光戦略の目標である観光消費額1兆円、滞在日数1.7泊を達成するために、一層の観光消費額の喚起や滞在日数の長期化への効果も期待できる「ナイト観光」の活性化に向けた事業を実施する。具体的には、愛知県のナイト観光の現況及びニーズ調査の結果、全国の先進事例、ナイト観光支援プログラムに採択された事業の結果などを紹介するフォーラムを開催することで、イノベーションを促進し、ナイト観光プログラムの造成機運を盛り上げていく。

2 事業の内容

「ナイト観光促進事業 ナイト観光フォーラム事業業務委託 基本仕様書」のとおり

3 応募資格

参加資格者は、委託契約を締結する時点で次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 愛知県観光協会の会員であること。
- (2) 財政的基礎が健全に確立されていること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

4 応募期間

令和元年8月9日(金)から令和元年8月30日(金)まで

5 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

2,860,000円以内(消費税及び地方消費税込み)

(3) 契約期間

契約締結日から令和2年3月6日まで

(4) 委託費の支払い条件

精算払いとする。

6 応募方法等

企画提案書の提出

(1) 提出書類

下記の資料を提出すること。

- (ア) 企画提案書 (任意様式)
- (イ) 業務実施体制 (任意様式)
- (ウ) 経費積算(見積書)

※代表者印を押印の上、「愛知県観光協会会長」あてとしたもの

- (エ) 過去に実施した類似業務(任意様式)
- (オ) 付加提案(任意様式)

(2) 提出部数

各 5 部 (正本 1 部、副本 4 部)

(3) 提出期限

令和元年 8 月 30 日 (金) 午後 5 時 (必着)

(4) 提出方法

郵送もしくは持参

(5) 応募に関する問い合わせ先及び提出先

〒450-0002

名古屋市中村区名駅四丁目 4 番 38 号 愛知県産業労働センター1 階

愛知県観光協会 ナイト観光事業 担当：宮道

電 話 052-581-5788

ファックス 052-485-4919

電子メール miyamichi@a-kanko.biz-web.jp

※質問は、8 月 26 (月) 午後 5 時まで電子メールで受け付ける。

(6) その他

- ア 応募資格を有さない者の提出資料、又は提出資料に不備がある場合は受理しない。
- イ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- ウ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- エ 採用された企画提案書の著作権は愛知県観光協会に帰属するものとする。
- オ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は愛知県観光協会と協議の上、決定する。

7 選定事業者数

1 事業者

8 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、協会内に設置した業者選定委員会で審査し、所定ルールに従い決定する。

(2) 審査基準

業者選定委員会においては、以下の項目について評価し、総合的に審査する。

ア 事業趣旨の理解度、実現性の確保

- ・ 業務趣旨を十分理解しているか。実施方針は適切か。
- ・ 実施体制（組織体制）、実施担当者は適切か。
- ・ 過去の類似業務の実績があるか。
- ・ 全体計画・スケジュールは適切か。
- ・ 経費見積は適切か。

イ 実施内容の妥当性

- ・ フォーラムの内容、対象、講師選定、会場選定は適切か。
- ・ フォーラムの運営方法、体制は適切か。
- ・ フォーラムをPRする取組は効果的か。
- ・ 付加提案の内容は魅力的か。

(3) 通知

選定結果については、全ての応募者に対して郵送又はメールで通知する。

(4) 契約

選定した契約先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

(5) 秘密保持

企画提案書等提出書類は、本委託先選定のためのみに利用し、愛知県観光協会内部において厳重に管理する。

(6) その他

委託先選定に係る審査は、提出された企画提案書等に基づき行う。また、追加資料の

提出を求めることもある。

9 スケジュール（予定）

令和元年	8月30日	企画提案書の提出期限
	9月上旬	業者選定委員会による審査
	9月中旬	委託先の決定、契約締結
	12月～	フォーラム準備、開催
令和2年	1月上旬	実績報告書の提出
	1月中旬	完了検査、請求書の提出
	2月中旬	委託料の支払

10 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に愛知県観光協会と連絡調整を行うこと。
- (2) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利を愛知県観光協会に無償で譲渡するものとする。
- (3) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (4) 提出した版下の使用权は愛知県観光協会に帰属し、他の協会事業の資料等にも自由に使用できるものとする。